２　新宿御苑に入園しようとする者又は別に定める国民公園の施設を利用しようとする者は、環境大臣の定める区分に応じ、あらかじめ入園料又は施設利用料を国に納めなければならない。ただし、次項に規定する入園券又は施設利用券を購入した場合は、この限りでない。

３　環境大臣は、入園券又は施設利用券の発売に伴う収入の国への納付に関する事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者を指定し、入園券又は施設利用券を発売させることができる。

４　第二項の入園料及び施設利用料並びに前項の入園券及び施設利用券の発売金額その他入園料及び施設利用料等の徴収に関し必要な事項は、国民公園ごとに、別に定める。

（光ディスクによる手続）

第八条　第三条の規定による許可申請書の提出については、当該許可申請書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び別記様式第二の光ディスク提出書を提出することによつて行うことができる。

（光ディスクの構造）

第九条　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及び六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

二　日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

（削る）

２　新宿御苑に入園しようとする者は、入園料を国に納めなければならない。

（新規）

３　前二項の使用料及び入園料は、別に定める。

（フレキシブルディスクによる手続）

第八条　第三条の規定による許可申請書の提出については、当該許可申請書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第二のフレキシブルディスク提出書を提出することによつて行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）

第九条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　日本産業規格Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第十条　第八条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二五

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五

三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一

２　第八条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八による図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第十一条　第八条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　申請者の氏名又は名称

二　申請年月日

別記様式第二（第八条関係）

光ディスク提出書

申請者

住所

職業

氏名　　印

国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則第三条に規定する許可申請書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスクを別添のとおり提出します。

年　月　日

環境大臣殿

（備考）申請者が法人である場合にあつては、「住所」については主たる事務所の所在地を、「職業」については主たる事業を、「氏名」については名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。

別記様式第二（第八条関係）

フレキシブルディスク提出書

申請者

住所

職業

氏名　　印

国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則第三条に規定する許可申請書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを別添のとおり提出します。

年　月　日

環境大臣殿

（備考）申請者が法人である場合にあつては、「住所」については主たる事務所の所在地を、「職業」については主たる事業を、「氏名」については名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。